

福岡県公報

平成二十年十二月二十六日
第二千九百十四号
増刊 ①

目次

福岡県職員の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	三
福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	三
福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	六
福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (県情報広報課)	六
福岡県統計調査条例 (調査統計課)	六
福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (保健衛生課)	一〇
福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (医療指導課)	一〇
福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (介護保険課)	一〇
福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例 (農林水産政策課)	一一
福岡県豊表格付条例を廃止する条例 (園芸振興課)	一一
福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課)	一一
福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁文化財保護課)	一二
福岡県公立学校職員の特例に関する条例及び福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課)	一二
福岡県警察職員の特例に関する条例の一部を改正する条例	一二

公布された条例のあらまし

福岡県職員の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

- 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十年十月二日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県職員の初任給調整手当及び地域手当の額等の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

- 地方自治法の規定により、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。

- この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県個人情報の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

- 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(総務部県情報広報課)

- 統計法の全部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県統計調査条例

(企画・地域振興部調査統計課)

- 統計法の全部が改正されたことを踏まえ、県が実施する統計調査における調査票情報の取扱い、調査対象者の秘密保護のための罰則等について見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。
 - 二 所要の経過措置を設けることとした。
- 福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部保健衛生課)

- 1 食品による薬物中毒事案の発生を踏まえ、食品等営業者が食品等に関する消費者からの健康被害や食品衛生法に違反する情報を行政に報告する仕組みを構築することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療指導課)

- 1 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の制定に伴う保健師助産師看護師法の一部改正により、行政処分を受けた准看護師に対する再教育研修が創設されたことに伴い、当該研修等に係る手数料について定めることとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

- 1 本県の介護保険財政安定化基金残高及び貸付予定額等を勘案した結果、基金への追加造成が当面不要であることから、保険者からの新たな拠出を求めないとしたことに伴い、拠出金の拠出率を改定することとした。

- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

(農林水産部農林水産政策課)

- 1 薬事法の一部を改正する法律の制定により、登録販売者制度が創設されたことに伴い、医薬品の販売、授与に携わる登録販売者の登録申請の審査に係る手数料等について定めることとした。

- 2 この条例は、平成二十一年一月一日から施行することとした。

福岡県豊表格付条例を廃止する条例

(農林水産部園芸振興課)

- 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第三條第一項に規定する都道府県が行う畳表の格付の経過措置期間満了に伴い、当該規定に基づき定められた福岡県豊表格付条例を廃止することとした。

- 2 一 この条例は、平成二十一年三月一日から施行することとした。

- 二 福岡県領収証紙条例の一部を改正することとした。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

- 1 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行等により、建築確認の審査等の項目が増加したことに伴い、当該審査等に係る手数料の適正化を図るため、この額を改定することとした。

- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁文化財保護課)

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五條第一項の規定により、文化財保護法に係る県教育委員会の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理すること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

福岡県公立学校職員給与に関する条例及び福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十年十月二日付けの給与に関する報告及び勧告にかんがみ、本県公立学校職員の地域手当、義務教育等教員特別手当及び教員特殊業務手当の額の改定を行うこととした。

- 2 一 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。ただし、第一條中福岡県公立学校職員の給与に関する條例第二十一條の二第二項の改正規定は平成二十一年一月一日から、第二條の規定並びに附則第二項及び第三項の規定は公布の日から施行し、第二條の規定による改正後の福岡県公立学校職員の特殊勤務

手当に関する條例の規定は平成二十年十月一日から適用することとした。

- 二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十年十月二日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県警察職員の地域手当の額の改定を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

条例

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十一号

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「第二号」を「第二号及び第三号」に、「第三号及び第四号」を「第四号」に改め、同項第三号中「二万三千元」を「二万五千元」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「百分の十六」を「百分の十七」に改め、同項第二号中「百分の十三」を「百分の十四」に改め、同項第四号中「百分の四・二五」を「百分の四・五」に改め、同項第五号中「百分の三」を「百分の三・二五」に改める。

第十三条の二の二中「百分の十三」を「百分の十四」に改める。
付則に次の一項を加える。

36 教育委員会の指導主事又は社会教育主事に併任されている職員に適用する給料表及びその職員の職務の級並びにこれらに基づき額が定められる給料及び手当については、当分の間、この条例の規定にかかわらず、福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第五十一号)第一条第一項第四号に規定する職員の例による。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十二号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表中一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 地方自治法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村
イ 法第九条の五第一項の規定による新たに生じた土地の確認の届出の受理	
ロ 法第九条の五第二項の規定による新たに生じた土地の確認の告示	
ハ 法第二百六十条第一項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくは名称の変更の届出の受理	
ニ 法第二百六十条第二項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくは名称の変更の告示	

別表一四の項を次のように改める。

一四 削除	
-------	--

別表一六の項市町村の欄を次のように改める。

北九州市(イからノまでに掲げる事務を除く。)	大牟田市	久留米市(ラからノまでに掲げる事務を除く。)
------------------------	------	------------------------

別表一八の項を次のように改める。

一八 削除	
-------	--

別表三〇の項及び三一の項を次のように改める。

三〇 削除	
-------	--

別表中三四の項を削り、三四の二の項を三四の項とし、三五の項を削り、三五の二の項を三五の項とし、同項の次に次のように加える。

三一 削除

<p>三五の二 戦傷病者特別保護法（昭和三十八年法律第百六十八号）に基づく事務のうち、同法の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付、審査、県への送付及び申請者等への交付</p>	<p>北九州市 福岡市</p>
<p>三五の三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）に基づく事務のうち、同令第十条第一項の規定による身体障害者手帳の再交付（破り、汚し、又は失った場合に限る。）</p>	<p>各市町村（北九州市、福岡市及び久留米市を除く。）</p>
<p>三五の四 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）に基づく事務のうち、同令の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付及び県への送付</p>	<p>各町村</p>
<p>三五の五 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）に基づく事務のうち、同令の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付、県への送付及び申請者等への交付</p>	<p>大牟田市</p>
<p>三五の六 福岡県福祉のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 条例第十七条第一項の規定による特定まちづくり施設の建築等の計画の届出及び当該計画の変更の届出の受領 ロ 条例第十七条第二項の規定による同条第一項の届出をした者に対する必要な指導及び助言 ハ 条例第十八条の規定による特定まちづくり施設の工事完了の届出の受領 ニ 条例第十九条第一項の規定による条例第十八条の規定による届出に係る内容の審査及び実地検査 ホ 条例第十九条第二項の規定による条例第十八条の規定による届出をした者に対する必要な指導及び助言 ヘ 条例第二十条第一項の規定による新築等をしようとする者又は所有者等に対する適合の状況の報告の要求 ト 条例第二十条第二項の規定による同条第一項の報告をした者に対する必要な指導及び助言 チ 条例第二十一条第一項の規定による職員による特定まちづくり施設等への立入り、調査又は関係者への質問</p>	<p>北九州市、大牟田市及び久留米市（別に規則で定める施設に係るものに限り。）</p>

リ 条例第二十一条第二項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する立入調査等をする職員の身分を示す証明書の発行

又 条例第二十一条第三項の規定による新築等をしようとする者又は所有者等に対する必要な指導及び助言

ル 条例第二十四条第一項の規定による適合証の交付

ヲ 条例第二十四条第一項第一号の規定による適合証の交付の請求の受付

ワ 条例第二十五条第一項の規定による適合証交付まちづくり施設への立入り、調査又は関係者への質問

カ 条例第二十五条第三項の規定による適合証交付まちづくり施設の所有者等に対する必要な指導又は適合証の返還の要求
 コ イから力までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

三五の七 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の施行のための規則に基づく事務のうち、同法の施行のための規則の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付、県への送付及び申請者等への交付

各市町村（北九州市、福岡市及び久留米市を除く。）

別表三六の項の次に次のように加える。

三六の二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

各市町村

イ 法第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可のうち、別に規則で定める鳥獣及び捕獲の方法に係るもの（当該市町村内で捕獲又は採取するものに限る。ただし、当該市町村の住民が飼養を目的として許可を受けようとする捕獲の区域が当該市町村の区域外であるものについては、申請書を受領し、当該許可をする他の市町村の長へ送付する事務及び当該他の市町村の長が発行する許可証を申請者に交付する事務を含む。）

ロ 法第九条第八項の規定による従事者証（イの許可に係るものに限る。以下この項において「従事者証」という。）の交付

ハ 法第九条第九項の規定による同条第七項の許可証（イの許可に係るものに限る。以下この項において「許可証」という。）又は従事者証の再交付

- 二 法第九条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受付（当該市町村の長が発行したものに限り。ただし、当該市町村の住民が他の市町村の長から交付を受けた飼養を目的とする捕獲の許可に係るものについては、返納される許可証を受領し、当該許可証を発行した他の市町村の長へ送付する事務を含む。）
- ホ 法第九条第十三項の規定による報告（イの許可に係るものに限る。）の受領
- ヘ 法第十条第二項の規定による許可（イの許可に係るものに限る。）の取消し
- ト 法第十九条第一項の規定による飼養しようとする鳥獣（イの許可に係るものに限る。）の登録
- チ 法第十九条第五項の規定による登録の有効期間（トの登録に係るものに限る。）の更新
- リ 法第十九条第六項の規定による同条第三項の登録票（トの登録に係るものに限る。以下この項において「登録票」という。）の再交付
- ヌ 法第二十条第三項の規定による登録鳥獣（トの登録に係るものに限る。）の譲受け又は引受けをした者からのその旨の届出の受領
- ル 法第二十一条第一項の規定による登録票の返納の受付
- ヲ 法第二十一条第二項の規定による登録票の再交付
- ワ 法第二十二条第二項の規定による登録（トの登録に係るものに限る。）の取消し
- カ 法第二十四条第一項の規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可
- ヨ 法第二十四条第六項の規定による同条第五項の販売許可証（以下この項において「販売許可証」という。）の再交付
- タ 法第二十四条第八項の規定による販売許可証の返納の受付
- レ 法第二十四条第十項の規定による許可の取消し
- ソ 法第七十五条第一項の規定による法第九条第一項の許可を受けた者からの報告（イの許可に係るものに限る。）の徴収
- ツ 施行規則第七条第十一項の規定による許可証の記載事項の変更の届出の受領
- ネ 施行規則第七条第十二項の規定による従事者証の記載事項の変更の届出の受領
- ナ 施行規則第七条第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受領
- ラ 施行規則第七条第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受領

- ム 施行規則第二十条第五項の規定による登録票の記載事項の変更の届出の受領
- ウ 施行規則第二十条第六項の規定による登録票の亡失の届出の受領
- エ 施行規則第二十四条第五項の規定による販売許可証の記載事項の変更の届出の受領
- オ 施行規則第二十四条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受領

別表四〇の項を次のように改める。

- 四〇 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号。以下この項において「施行令」という。）及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 - イ 法第三条第一項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可
 - ロ 法第三条第三項の規定による条件の付加
 - ハ 法第八十二条第一項の規定による職員による調査、測量、除去及び移転（イの許可に係るものに限る。）
 - ニ 法第八十二条第三項の規定による通知及び公示
 - ホ 法第八十三条の規定による報告の徴収（イからニまでの事務に係るものに限る。）
 - ヘ 施行令第一条の二第四項の規定による農業委員会への通知
 - ト 施行規則第二条の五第二項の規定による農業委員会の意見の聴取（イの許可に係るものに限る。）

別表四一の項の次に次のように加える。

- 四一の二 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 - イ 法第四条第一項の規定による土地を譲渡しようとする場合の届出の受領
 - ロ 法第五条第一項の規定による地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の受領
 - ハ 法第六条第一項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び協議を行う旨の通知

福岡市 大牟田市 久留米市 田川市 柳川市 中間市 宗像市 前原市 古賀市 福津市 朝倉市

大牟田市 直方市 飯塚市 柳川市 中間市 小郡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 前原市 古賀市 福津市 那珂川町 宇美町 篠栗町 須恵町 久山町 遠賀町 小竹町 鞍

二 法第六条第三項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知	手町 筑前町 苅田町
	吉富町

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(処分、届出等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の別表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十三号

福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年福岡県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第四号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十四号

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第一号中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第六項」に、「指定統計に係る」を「基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第一項に規定する」に改め、同項第二号中「第八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「に係る」の下に「調査票情報に含まれる」を加え、同項第三号を削る。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県統計調査条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十五号

福岡県統計調査条例

福岡県統計調査条例(平成二年福岡県条例第六号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この条例において「県統計調査」とは、知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)が法第二十四条第一項の規定により総務大臣に届け出たものをいう。

2 この条例において「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち、次の各号のいずれかに該当するものとして、知事等が告示したものをいう。

一 県の政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計調査

二 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計調査

3 前項の告示をするに当たっては、県基幹統計調査を行おうとするときにその目的、範囲、事項、方法、次条に規定する報告義務に関する事項その他必要な事項を告示しなければならない。

(報告義務)

第三条 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(統計調査員)

第四条 知事等は、県基幹統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布、収集その他の調査に関する事務に従事する。

(立入検査等)

第五条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるときに必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す別記様式の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第六条 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表)

第七条 知事等は、県統計調査の結果（当該結果を利用して作成した統計を含む。）を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 前項ただし書の規定により、県基幹統計調査の結果を公表しないこととした場合には、その旨及び理由を告示しなければならない。

(調査票情報の二次利用)

第八条 知事等は、次に掲げる場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報（法第二条第十一项に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合

二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第九条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一 国の行政機関、他の地方公共団体その他これに準ずる者として規則で定める者
統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者
当該規則で定める統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第十条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者に

ついて準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二 第十一条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第十四条 第十一条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

二 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別記様式（第5条関係）

（表面）

第 号	福岡県統計調査条例第5条の規定による立入検査証		
写 真	県基幹統計調査の名称		
	職名及び氏名		
	生年月日	年	月 日
上記の者は、福岡県統計調査条例第5条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明します。			
	有効期限	年	月 日
_____ 年 月 日 福岡県知事（知事以外の執行機関が行う県基幹統計調査にあっては当該執行機関の長） 印			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。

（裏面）

福岡県統計調査条例（平成20年福岡県条例第35号）（抄）

第5条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるときには、必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す別記様式の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(2) 第5条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十六号

福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

福岡県食品衛生法施行条例（平成十二年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項基準の欄を次のように改める。

- イ 営業者は、消費者に対し、販売した食品等の安全性に関する情報の提供に努めること。
- ロ 営業者は、製造、加工又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、その症状が製造、加工又は輸入した食品等に起因し、又は起因している疑いがあると診断されたもの）及び法に違反する食品等の情報について、保健所等へ速やかに報告すること。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十七号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表中四八の項の次に次のように加える。

四八の二	保健師助産師看護師法第十五条の二第二項の規定による准看護師再教育研修の実施	准看護師の再教育研修手数料	保健師助産師看護師法第十四条第二項第一号に規定する処分を受けた者の場合 四五、〇〇〇円
------	---------------------------------------	---------------	--

二 保健師助産師看護師法第十四条第二項第二号に規定する処分を受けた者又は同条第三号に規定する処分を受けた者の場合
七五、〇〇〇円

五、六〇〇円

三、四〇〇円

四、一〇〇円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十八号

福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

福岡県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の一」を「零」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十九号

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二五の項中「三三の項」を「三四の項」に改め、同表に次のように加える

三四	薬事法第三十六条の四第二項の規定による医薬品の販売又は授与に従事する者の登録の申請に対する審査	動物用医薬品販売従事登録申請手数料	一件につき 七、一〇〇円	申請のとき
三五	動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百十五条の十二第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請に対する審査	動物用医薬品販売従事登録証書換え交付申請手数料	一件につき 二、〇〇〇円	申請のとき
三六	動物用医薬品等取締規則第百十五条の十三第一項の規定による販売従事登録証の再交付の申請に対する審査	動物用医薬品販売従事登録証再交付申請手数料	一件につき 二、九〇〇円	申請のとき

附則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

福岡県置表格付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十号

福岡県置表格付条例を廃止する条例

福岡県置表格付条例（昭和四十八年福岡県条例第三十五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年三月一日から施行する。

（福岡県領収証紙条例の一部改正）

2 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二十号を次のように改める。

二〇 削除

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十一号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の項中「。ただし、福岡県の建築物に係るものを除く。」を削り、「二件につき

五、円を「一件につき 一、円に、「一件につき 九

、円を「一件につき 一八、円に、「二四、円を「二八、

円に、「一九、円を「四五、円に、「三四、円を「

九、円に、「四八、円を「三三、円に、「二四、円を「

円を「三二、円に、「二四、円を「三、円に、「

「四六、円を「五八〇、円に、「昇降機一基につき 九、

円を「昇降機一基につき 三三、円に、「四、円を「一、

円に、「昇降機一基につき 五、円を「昇降機一基につき 一一、

円に、「三、円を「七、円に改め、同表六の項中「九、

円を「三、四、円」を「一〇、円」に、「五、

円を「一、円」に、「三、円」を「七、円」に、「八、

円を「七、円」に、「一の工作物につき 四、円を「一の

工作物につき 七、円に改め、同表七の項中「一、円を「二、五、

円」に、「一件につき 二、一、円を「一件につき 一九、円

に、「二、六、円を「四、円」に、「二、一、円を「四、円

に、「三、六、円を「五、八、円」に、「五、円を「八、

円」に、「二、二、円を「二、四〇、円」に、「二、九、円

を「三、三、円」に、「三、八、円を「四六〇、円」に、

「昇降機一基につき 一三、〇〇〇円 を

（小荷物専用昇降機については、八、〇〇〇円）

「昇降機一基につき 三〇、〇〇〇円 に、

（小荷物専用昇降機については、二〇、〇〇〇円）

「九、円を「三、三、円」に、「一、一、円を「二、七、円

に、「一、五、円を「二、二、円」に、「二、円を「三、九、円

に、「三、五、円を「五、五、円」に、「四、七、円を「七、三

円」に、「一、一、円を「三、〇、円」に、「二、八、円に、

円を「二、二、円」に、「三、七、円を「四三〇、円」に、

「昇降機一基につき 二二、〇〇〇円 を

（小荷物専用昇降機については、八、〇〇〇円）

「昇降機一基につき 二七、〇〇〇円 に改め、

（小荷物専用昇降機については、一八、〇〇〇円）

同表八の項中「三、円を「三、円」に、「八、円を「二〇

、円」に、「九、円を「二、円」に改め、同表九の項中「九、

円を「二、四、円」に、「二、一、円を「二、八、円」に、

一、五、円を「三、三、円」に、「二、円を「三、六、円

に、「三、三、円を「四、一、円」に、「四、五、円を「五、八、円

に、「二、二、円を「二、五、円」に、「八、円を「九、円

に改め、同表一〇の項中「二、円を「二、五、円」に、「八、

円を「九、円」に、「九、円を「一、円」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十二号

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表三の項事務の欄中ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、フの前に次のように加える。

ヲ 法第九十七条第二項の規定による通知の国の機関等への交付

別表三の項事務の欄中又をルとし、トからリまでをチからヌまでとし、への次に次のように加える。

ト 法第九十四条第二項の規定による通知の国の機関等への交付

別表三の項市町村の欄を次のように改める。

イからワまで及びヨについては各市町村（イについては指定都市及び地方自治法第二百五十二條の二十二第二項の中核市を、ニ、ホ、リ及びヌについては指定都市を除く。）力については各町村

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十三号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第一号中「百分の十六」を「百分の十七」に改め、同項第二号中「百分の十三」を「百分の十四」に改め、同項第四号中「百分の四・二五」を「百分の四・五」に改め、同項第五号中「百分の三」を「百分の三・二五」に改める。

第二十一条の二第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

(福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第五号。附則第二項及び第三項において「特勤条例」という。)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「三千二百円」を「六千四百円」に改め、同項第二号及び第三号中「三千円」を「六千円」に改め、同項第四号中「二千五百円」を「三千四百円」に改め、同項第五号中「千五百円」を「二千四百円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中福岡県公立学校職員の給与に関する条例第二十一条の二第二項の改正規定は平成二十一年一月一日から、第二条の規定並びに附則第二項及び第三項の規定は公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の特勤条例の規定は、平成二十年十月一日から適用する。

(手当の内払)

3 第二条の規定による改正後の特勤条例の規定を適用する場合には、第二条の規定による改正前の特勤条例の規定に基づいて職員に支払われた特殊勤務手当は、第二条の規定による改正後の特勤条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十四号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項第一号中「百分の十六」を「百分の十七」に改め、同項第二号中「百分の十三」を「百分の十四」に改め、同項第四号中「百分の四・二五」を「百分の四・五」に改め、同項第五号中「百分の三」を「百分の三・二五」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）